

神奈川県賃貸住宅供給促進計画 一部改定

新旧対照表（案）

※下線部が改定箇所

※改定日：令和 3 年 3 月 31 日

旧	新
第 3 章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給のために必要な施策 2. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 (4) 登録基準に関する事項 ア 登録住宅(共同居住型賃貸住宅以外)の規模に関する基準について 住宅セーフティネット法施行規則第 11 条のとおりとします。 ・各住戸の床面積の基準 <u>25 ㎡以上</u> (ただし、台所、収納設備または浴室（もしくはシャワー室）が共用である場合の床面積の基準 <u>18 ㎡以上</u>。) イ 共同居住型賃貸住宅（いわゆるシェアハウス）の登録住宅の規模に関する基準について 住宅セーフティネット法施行規則第 11 条ただし書及び第 12 条第二号ロの国土交通大臣が定める基準（平成 29 年国土交通省告示第 941 号）第 2	第 3 章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給のために必要な施策 2. 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 (4) 登録基準に関する事項 ア 登録住宅(共同居住型賃貸住宅以外)の規模に関する基準について 住宅セーフティネット法施行規則第 11 条で定める基準を以下のとおり緩和します。 ・各住戸の床面積の基準 <u>平成 7 年度までに建築確認された賃貸住宅 16 ㎡以上</u> <u>平成 8 年度から平成 17 年度までに建築確認された賃貸住宅 18 ㎡以上</u> <u>平成 18 年度以降に建築確認された賃貸住宅 25 ㎡以上</u> ・<u>台所、収納設備または浴室（もしくはシャワー室）が共用である各住戸の床面積の基準</u> <u>13 ㎡以上</u> イ 共同居住型賃貸住宅（いわゆるシェアハウス）の登録住宅の規模に関する基準について 住宅セーフティネット法施行規則第 11 条ただし書及び第 12 条第二号ロの国土交通大臣が定める基準（平成 29 年国土交通省告示第 941 号）第 2

<u>条のとおりとします。</u> - 共同居住型賃貸住宅の床面積の基準 <u>$15A+10(\text{m}^2)$以上</u> (ただし、$A \geq 2$ (Aは共同居住型賃貸住宅の入居者の定員)。) - 各専用部分の床面積の基準 <u>9 m^2以上</u>	<u>条で定める基準を以下のとおり緩和します。</u> - 共同居住型賃貸住宅の床面積の基準 <u>$13A+10(\text{m}^2)$以上</u> (ただし、$A \geq 2$ (Aは共同居住型賃貸住宅の入居者の定員) <u>とし、中学校就学前の乳幼児・児童を養育するひとり親世帯が 9 m^2以上の専用居室に入居する場合は、1世帯あたり1人とする。</u>) - 各専用部分の床面積の基準 <u>7 m^2以上</u> <u>各専用部分の入居者の定員</u> <u>1人。ただし、中学校就学前の乳幼児・児童を養育するひとり親世帯が 9 m^2以上の専用居室に入居する場合を除く。</u>
--	--